

健康に関するパンフレット作成等業務の公募に関するご質問について【回答】

1. 前回（令和2年度）の成果物が広域連合様のホームページに掲載されていないようですが、その理由は

回答：本広域連合ホームページのトップページ及びサイドメニューの「パンフレット・リーフレット」から閲覧可能なよう掲載いたしましたのでご確認ください。

2. 前回（令和2年度）の契約金額をご教授してください

回答：前回（令和2年度）公表しておりますのは、健康に関するパンフレット作成等業務選定委員により審査された「点数」のみであり、契約金額については公表しておりませんが、今回の健康に関するパンフレット作成等業務公募要領内の「8. 提案書類」の（3）に提案上限金額を掲載させていただいておりますので参考にさせていただきたく存じます。

3. 仕様書にある「掲載すべき主な内容等」受診勧奨、フレイル予防、認知症、心の健康、ジェネリック、感染予防などございますが、重要視されている項目はございますか

回答：本パンフレットにつきましては、後期高齢者医療被保険者の方々が見られることを前提としており、審査の基準といたしましては、健康に関するパンフレット作成等業務公募要領内の「10. 審査及び選定について」の（2）のとおり評価項目を設定しております。

内容につきましては、ご質問いただきました項目全て重要視しておりますが、最終的な審査につきましては健康に関するパンフレット作成等業務選定委員により総合的に審査されます。